令和3年宇治田原町全員協議会

令和3年3月29日 午後0時04分開議

議事日程

日程第1 行政諸報告

- ○宇治田原町自治功労者表彰条例の範囲の見直しについて
- ○令和3年度人事異動に係る基本方針について
- ○町道贄田立川線の供用開始について
- 日程第2 令和3年第2回(6月)定例会日程(予定)について

日程第3 その他

議長

副議長

1. 出席議員

12番	谷	П		整	議員
1番	浅	田	晃	弘	議員
2番	原	田	周	_	議員
3番	宇包	生美	ま	り	議員
4番	Щ	本		精	議員
5番	Щ	内	実責	貴子	議員
6番	上	野	雅	央	議員
7番	藤	本	英	樹	議員
8番	森	Щ	高	広	議員
9番	馬	場		哉	議員
10番	榎	木	憲	法	議員
11番	今	西	利	行	議員

1. 欠席議員 なし

1. 宇治田原町議会全員協議会規程第5条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

 町
 長
 西谷信夫君

 副
 町長
 山下康之君

教 育 長 奥 村 博 已 君 都市整備政策監 星 野 欽 也 君 総務担当理事 明 君 奥 谷 建設事業担当理事事務 内 君 垣 清 文 代理兼上下水道課長 総務 課長 紀 君 青 Щ 公 企 画 財 政 課 長 村 Ш 和 弘 君 智 君 建設環境課長 谷 出

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

長 事 務 局 矢 野 里 志 君 太 庶 務 係 長 田 智 子 君

開 会 午後0時04分

○議長(谷口 整) 本日は大変ご苦労さまでした。

この3月議会、いろいろとありましたけれども、先ほども申しましたように、町当局 も、答弁の調整については、齟齬と取られかねないことのないようにまた十分に精査を お願いしたいと思いますし、議員各位にあっては、それぞれ責任と自覚のもと、言動等 には十分に留意をいただきたいというふうに思います。

それでは、お手元に配付をいたしております会議日程によりまして、全員協議会を進めていきたいと思います。

まず、日程第1、行政諸報告。

宇治田原町自治功労者表彰条例の範囲の見直しについての説明を求めます。 奥谷総務 担当理事。

○総務担当理事(奥谷 明) 失礼いたします。

それでは、私のほうから、まず1つ目の案件でございます、宇治田原町自治功労者表彰条例の範囲の見直しについてということで、皆様方に配付させていただいております 資料に基づきまして、ご説明を申し上げたいと存じます。

まず、この1番、趣旨にございますように、本町では、本町自治の推進に対する長年のご功労と優れた活動を評価し、その栄誉をたたえる自治功労者表彰、これの条例を有しておりますが、各分野でご活躍の方々も広く顕彰するための制度の在り方について見直しを行おうというものでございます。

2番に課題として書かれておりまして、また、現在の条例の抜粋を四角囲みで書いて ございますが、1枚をおめくりいただきますと、現在の宇治田原町自治功労者表彰条例 を添付させていただいております。

ここにございますように、特に第2条、自治功労者の範囲は、次の各号のいずれかに該当する者とし、これを表彰し礼遇するということで、第2条の中で第1号から第6号まで掲げさせていただいておるところでございますが、特に、第6号では、本町の自治及び公益に関し特に功績顕著な者について記載はさせていただいておりますが、これの具体的な適用基準がなく、他の市町村に比べますと、本町の場合、自治功労者の範囲が限定されているというような現状、課題がございます。

ちなみに、3枚目のA3の横長の資料をご覧ください。

各対象者を縦軸に、横に各近隣の市町村の例を挙げさせていただいております。

こちらをご覧いただければお分かりいただけますように、必要年数の若干のばらつき

はございますものの、他市町村に比べますと、本町の場合、一定対象者が限られておるということが、この表を見ていただきましたらお分かりいただけると思います。特に、本町で記載されておりますのが、町長、議長様、それから議員の皆様、そして副町長、その辺りは年数並びに職、きっちり書かせていただいておるんですが、特に功績顕著な方という部分の具体的な整理ができていないということで、これまでより、本町の条例の見直しをしてはというようなご意見を各界の方々からご意見もこれまでいただいておったところでございます。

そうした中、本町としても一定見直す必要があろうかということで、ただ、どういう ように、どこまで対象を広げていこうかというところが課題となってくるわけでござい ますけれども、まずは、現在の自治功労者の方々、17名いらっしゃいますけれども、 まずアンケートを行って、どのように現在の自治功労者の方々がお考えなのかというと ころをアンケートさせていただきました。ただ、そのアンケートの聞き方ですけれども、 各個々の職責を1つずつ入れますか、入れませんかというような聞き方をしたのではご ざいませんで、こちら、この3番の近隣自治体事例にございますように、現在の第2条 の項目を基本と置きつつ、それにプラスして、例えばA、教育長並びに任命について議 会の同意を得て選任された行政委員、例を挙げますと選管委員さん、教育委員さん、監 査委員さん、農業委員さん等、議会の同意を得て選任された行政委員さんをAというグ ループに入れさせていただきまして、そして、B、これは大臣の任命または委嘱を受け た委員ということで、民生児童委員さんですとか人権擁護委員さんがこちらに当たろう かと思いますけれども、Bというグループ。そして、Cといたしまして、市町村長が任 命する各種行政委員、自治会役員、消防団長等、こういう方々をCというグループに分 けさせていただきまして、自治功労者の方々にお伺い申し上げましたのは、現状を基本 としつつ、プラスする内容として、例えばAをプラスするパターン、AとBをプラスす るパターン、AとBとCもプラスするパターン、またAとCをプラスするパターン、い ろいろなパターンにお分けする中で、どういう方向が好ましいでしょうかというような アンケートを取らせていただきましたところ、この上記Aの行政委員を主として表彰の 範囲を広げるべきとのご意見が多かったところでございます。

したがいまして、町側といたしましては、この結果を尊重して制度の見直しを進めていきたいと考えておりますが、意見の例を申し上げますと、特に、例えばBにつきましては、大臣等の任命権者からの表彰制度があるということであったり、Cの市町村長が任命する各種行政委員さんとかにつきましては、町の周年記念式典等で表彰するのがい

いのではないかというようなご意見もいただく中で、全体といたしましては、Aをプラスするのがいいのではないかということでご意見をいただいたところでございます。

今回、まだ具体的にどれをどうするというところまでの最終的な案まではお示しできておりませんけれども、特に、Aを入れるものの必要在職年数等決めておりませんが、現第2条の、例えば議員さんにつきましては12年以上というとこら辺りを基本とさせていただきまして、それとの整合性、具体的には、例えばそれとイコール、もしくはそれ以上というようなところでの年数等も謳っていくことが妥当ではないかというように考えておるところでございますが、本日ご説明をさせていただきまして、議員の皆様方のご意見も頂戴する中で、条件が整えば今後の議会等へ条例改正の提案をさせていただければと思っておりますので、皆様方の忌憚のないご意見もお聞かせいただければありがたいと考えておるところでございます。私のほうからは、説明は以上でございます。

- ○議長(谷口 整) ただいまの説明につきまして、何かございませんでしょうか。(発言する者なし)
- ○議長(谷口 整) 特にないようですので、次に、令和3年度人事異動に係る基本方針 について、説明を求めます。奥谷総務担当理事。
- ○総務担当理事(奥谷 明) それでは、引き続きまして、令和3年度人事異動に係る基本方針ということで、これも資料、1枚物の表裏でございますけれども、こちらに沿いまして、私のほうからご説明を申し上げたいと思います。

本町におきましても、例年どおり4月1日付で人事異動を発する予定でございます。 今回の趣旨といたしましては、これまで取り組んできてまいっております各種施策を継続発展させますとともに、世界で猛威を振るっております新型コロナウイルス感染症に対し、スピード感を持って感染症防止対策等に取り組んでいくと。また、予算の議論でもいただきましたように、あれかこれかの視点に立ち、選択と集中により「未来へReスタート 持続可能なまちづくり」を実現するための体制整備を行おうというものでございます。

2番、人事異動についてでございますけれども、本町におきましては、昨年7月 27日より新庁舎への移転に伴いまして新たな組織体制に移行したところでございます。 令和3年度は、組織の安定した運営、さらに戦略を持った行政運営を図っていくために、 次に掲げる事項を中心に人事異動を実施するものでございます。実施項目といたしまし ては大きく①から④がございますが、①番、新型コロナウイルスワクチン接種対策チー ム、仮称でございますけれども、この設置をしていこうとしております。ワクチン接種 事業に全庁挙げて取り組むため、庁内組織を横断した対策チームを設置しようとするもので、詳細といたしましては、健康対策課を主担当課といたしまして、ワクチン接種事業に係る業務を庁内各組織がそれぞれ担当し、事業の推進及び成功への一翼を担ってもらおうということでございまして、具体的には、事例といたしましては、課長級以上の職員にはワクチン接種対策チームとしての併任辞令を発令することによって、全庁挙げて横断的に取り組む体制を整備しようとするものでございます。

②番でございます。今後を見据えた人員配置でございますが、令和3年度以降、今後3年間に現在の管理職員の多くが定年を迎えることとなります。その時期に備えまして、今後の各種施策の提案・実施を担う職員の育成を行いますとともに、長期にわたり同一業務を担当する職員の配置変更等を今回実施するものでございます。

そして、③職員の経験実情を踏まえた人員配置、そして④番として定期異動ということで、今回4月1日付の異動をさせていただくものでございます。

規模といたしましては、裏面をご覧ください。

異動内容ですが、理事級が1名、昇格1名でございます。課長級4名、課長補佐級6名、うち昇格が4名、係長級は7名、うち昇格が3名、主任・主査級は8名、うち昇格が4名、主事級は6名、新規採用が1名、割愛人事1名でございます。退職が6名、このうち割愛人事は1名でございます。帰任でございますが、京都府人事交流として来てもらっておりました職員の帰任が1名ということで、合計、兼職発令を除きまして40名の異動規模となっております。

異動時期は4月1日付でございます。退職者は3月31日でございます。

なお、③番、職員構成を見ていただきましたらお分かりいただきますように、令和2年7月27日現在では総職員数132名でございましたが、令和3年4月1日につきましては127名となります。5名減となってございます。これにつきましては、年度末になりまして職員の退職申出がありましたものですから、当初予定しておりました以上の退職者が生じたという事情でございます。

今後の対応でございますけれども、会計年度任用職員の活用や、さらには正職員採用 の前倒しも視野に入れながら、住民サービスの提供に支障がないよう、組織体制の整備 に努めてまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

私のほうからは、人事異動に関して、以上でございます。

○議長(谷口 整) ただいまの説明につきまして、何かございませんでしょうか。馬場議員。

- ○9番(馬場 哉) 組織のことについてお聞きしたいんですけれども、一昨年度の部長制から、昨年、新庁舎の移転に伴い人事体制を見直されてきたと思うんですけれども、一昨年の部長制の廃止のときの全員協議会での説明において、今後は組織についてはフラット化を目指していくと。それを目指していくんだけれども、今後3年間について、現状、定年を迎える職員がたくさんいることから、その3年ぐらいを目処に移行期間として担当の所管をまとめるような理事職を配置というそういう人事方針やったと思うんですが、令和3年度の人事の方針についても、今後フラット化を目指し、いわゆる今後定年退職者が迎える期間中は移行期間として理事職を置くというそういう認識を、私は、一昨年の部長制廃止のときに説明をされたというふうに私自身は理解しているんですけれども、そういう方針でよろしいでしょうか。
- ○議長(谷口 整) 奥谷理事。
- ○総務担当理事(奥谷 明) その方針は今も堅持させていただいております。

ただ、現状といたしまして、近年のいろんな各種多様な行政需要がある中で、部制は廃止しておりますが、一定各課にまたがる業務を兼案する、所管するような立場のものも必要でございます。そうしたもとですから、基本的に部制は廃止しておりますが、将来的にはフラット化を目指しておりますが、その移行期間ということで、現在も理事という職を置いておりますが、その理事職におきましても課長を兼務するとか、順次、そのフラット化を目指す移行段階ということで各課長を兼務させたり、そういう取り組みを進めているというところの過渡期ということでご理解いただければと思います。以上です。

- ○議長(谷口 整) 馬場議員。
- ○9番(馬場 哉) 一昨年の議論をちょっと思い起こしているんですけれども、部長制を廃止して理事を置くのは理解しているんですけれども、理事の担当についても、今後2、3年で退職をされる職員がたくさんあるので、その期間中はいわゆる所管部分をまとめるような理事職というそういう理事ということで配置をしますと。それ以降については、フラット化を目指して、理事についてもなくしていく方向であるというふうな説明を受けたというふうに私は思っているんですけれども、移行への期間中が多くの職員が退職される2、3年の間やという説明やったと思うんですが、ちょっと今の説明ではそこは納得できないので、もう一度お願いできますか。
- ○議長(谷口 整) 山下副町長。
- ○副町長(山下康之) ただいまのご質問ですけれども、以前も私のほうからご答弁申し

上げてきた経過もあるんですけれども、今回、こういった中においてのいわゆる横断的なことも踏まえ、部長制は廃止して、理事はあるものの、いずれフラット化を基本的には目指す、これには全く違いないということでご理解いただきたいと。

それまでの方向性については、ここに今回の人事異動の中にも、3年後辺りぐらいにはかなりの管理職の職員が固まって退職すると、こういうような事例もあるわけでございますけれども、そういう中での横断的な、またそういう業務のそういう推進にあたって、今回、理事職に課長を兼務してもらおうというような方向性も出してきているわけで、フラット化には持っていきたいところでございますけれども、そういうようにしながら、部署横断的に一度に全ての理事を廃止するんじゃなしに、段階的に、また退職の状況を見ながら、また業務の推進、そういったことも見ながらフラット化を図っていきたいというように思っているところでございます。以上でございます。

- ○議長(谷口 整) 馬場議員。
- ○9番(馬場 哉) そのフラット化の移行はもちろん理解してるんですけれども、私が記憶しているのには、前回の部長制廃止のときに、その移行期間は多くの職員が退職する2、3年を目処としているというふうなとこら辺まで言及されたと思うので、その点については、期間について、今、副町長の答弁でも触れておられましたので、そういうとこら辺は加味して、組織のことなので、我々があまりとやかく言うことでないんですけれども、そこの方針は堅持されてやっておられるんですかねという、私のほうの質問やったと思うんです。

そこは、それにのっとって考えていくかどうかについては、もう少し1回だけでも、 ちょっと答弁いただいたらと思いますが。

○議長(谷口 整) 暫時休憩をいたします。

休 憩 午後0時22分

再 開 午後0時25分

- ○議長(谷口 整) 休憩前に引き続き会議を開きます。山下副町長。
- ○副町長(山下康之) 先ほどの答弁で大変また不信感を持っていただいて、大変申し訳 ございません。

改めて私のほうからご答弁申し上げます。

今回の異動についての中身は、先ほどの奥谷理事から説明させていただいたとおりですけれども、今のご質問につきましては、基本的にフラット化を目指していく、これには間違いないと。しかしながら、必要なところには理事を置いて兼務をさせていくと、

そういうような体制で、横断的にいろんな町行政の推進に住民のみなさんにしっかりと 対応できる、そういった人事異動を図っていきたいというように思っております。以上 でございます。

○議長(谷口 整) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(谷口 整) ほかにないようですので、次に、町道贄田立川線の供用開始について、説明を求めます。谷出建設環境課長。
- ○建設環境課長(谷出 智) 失礼いたします。

それでは、私のほうから、町道贄田立川線の供用開始についてご説明申し上げます。 資料のほう、よろしくお願いいたします。

平成29年度から整備を進めておりました新市街地ゾーン、町道南北線と立川の集落、 町道通峰線になりますが、とを結ぶ町道贄田立川線につきまして、供用のほうを開始さ せていただきますので、ご報告申し上げます。

名称といたしましては町道贄田立川線、資料の下半分にございます平面図で赤く図示しているところでございます。役場の北側に位置しております。

道路の延長といたしましては286m、道路幅員といたしましては13m、両側歩道でございます。

総事業費約2億2,400万円、供用開始日時といたしましては令和3年3月31日 水曜日の午後1時からとしております。

なお、接続いたします町道通峰線と町道の6の1号線が幅員狭小のために、こちらの 通行に関しては、大型車の通行はご遠慮いただくというふうに考えてございます。以上 でございます。

○議長(谷口 整) ただいまの説明につきまして、何かございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 特にないようですので、それでは、次に、日程第2、令和3年第 2回(6月)定例会日程(予定)についてを議題といたします。

先週26日の議会運営委員会におきまして、お手元に配付いたしましたとおり日程が 決まりましたので、よろしくお願いをいたします。

日程第3、その他、何かございませんでしょうか。当局。

(「結構です。」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 事務局。

(発言する者なし)

○議長(谷口 整) そしたら、私から1点だけちょっと申し上げておきます。

今の議員の皆さん、まだ新人――まだという言い方はおかしいですね――1期目の議員の方が多くて、議会運営委員会に出られることもないと思うんですけれども、今日の本会議での空転というんですか、休憩なんですけれども、これにつきましては、議会運営委員のメンバーである山本さんが、先般、議会運営委員会の場で今日の一連の流れを確認しているんです、議会運営委員会では。その場で質問なり討論はないということを確認されたんですけれども、その後、3日間の間に、やっぱりこれは重要なことなんで討論したいということで、今朝、本会議直前にそういう申し出があったんです。

これは、本来のルールからすれば、その申し入れの中身、その理由ですね、客観的に見て、ああ、仕方がないなということならまだしも、今日の説明は、議運のときはちょっとそこまで気が回らんかって、うっかりしててんと、だから討論させてほしいということやったんで、これが果たして本会議を中断して議運を開いて、それでまた流れを確認するに足る理由かどうかというのがちょっと微妙なところやったんで、本会議は結果として中断したことになったんですけれども、今後、例えば、議会運営委員会に出られていない、何も知らない状況の議員が、ちょっと討論したいんでとかいうことは分かるんですけれども、やはり議会運営委員会に出ているメンバーで、ちょっとうっかり失念していたんだということは、これはやっぱり今後十分に注意をしていただかないと、それを認めていくと、何でもかんでも、いや、この間うっかりしていたんで質問させてくれとなってしまったらいかんので、議運の場でも、今回、特例中の特例で認めさせてもらいますということを議運で決めてもらって、今日あのようになったんです。

そこらは、今日も最後に私、申しましたように、やっぱり議員の言動なり行動等については、やっぱり責任を持って、また、そのことを自覚してきちっとやっていただきたいということは、併せて申し上げておきます。特に今日の流れが、皆さん、ちょっとご理解されていなかったらいかんかったんで、敢えてそのことは申し上げさせてもらいました。以上です。これから、皆さん、その辺りについては十分にご留意をいただきたい。よろしくお願いをいたします。

特にほかに何かなければ、これで全員協議会を終わらさせていただきます。ありがとうございました。

閉 会 午後0時31分

宇治田原町議会全員協議会規程第8条の規定によりここに署名する。

議 長 谷 口 整